調査・研究 報告

写真１　「富士山」山号額

六所家旧蔵資料

「富士山」山号額に関する一考察

富士市立博物館 学芸員 井上卓哉

山号とは

寺院を訪れた際、門や堂に「○○山」と記された額が掛けられていることを、目にする機会があります。この「山」という文字で終わる言葉は「山号」と呼ばれ、仏教の寺院の名に冠する称号であり、多くの寺院が山号を持っています。たとえば、「比叡山」延暦寺や「高野山」金剛峰寺のように寺院が所在する山の名前を付けられている場合や、「金龍山」浅草寺や「魚山」三千院のように、所在地と関係のない名前が付けられる場合があります。その由来は、中国の禅宗の寺院の制度にあるといわれていますが、日本人が古くから持っていた山地に対する信仰と、寺院に対する信仰が合わさり、日本各地へと広まっていったとも指摘されています。

東泉院の山号額

さて、富士市立博物館では、平成 18 年 6 月に六所五郎・利子夫妻より 4 万点を超える資料の寄贈を受け、平成 18 年度より六所家旧蔵資料の調査が始まりました。六所家は、明治初年まで東泉院という寺院を営んでおり、発祥は平安時代初期までさかのぼることができるといわれています。この東泉院の山号について、江戸末期に中村高平によって記された『駿河志料』によれば、東泉院の山号は富士山であると記載されています。

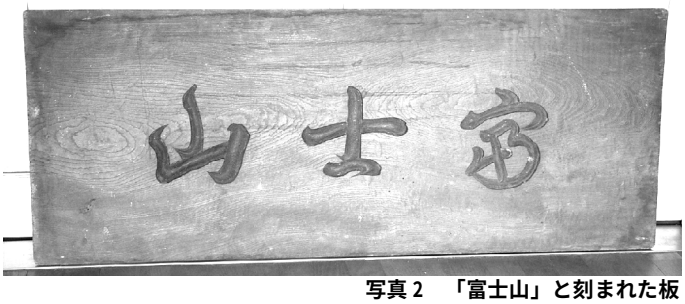

写真２　「富士山」と刻まれた板

この記載を裏付けるように、六所家の膨大な資料の運び出しの際に、蔵の中から「富士山」と彫られた板が 2 枚発見されました（**写真１・2**）。

板の裏面を見ると、表の「富士山」という字は、2 枚とも明和 7 年(1770)9 月 5 日に、「従一位常雅」なる人物が書いたことが刻まれています。そして、そのうちの 1 枚は額に納められ、裏面には墨でさらに詳しい情報が記されていました（**図 1**）。

誰が「富士山」を書いたのか

まず、富士山の文字を書いたと思われる「従一位常雅」なる人物は、飛鳥時代から奈良時代初期にかけての政治家であった藤原不比等の次男・藤原房前を祖に持つ藤原師実の次男、家忠によって平安時代後期に始まる花山院家の人物であることが分かります。花山院家は宮廷において太政大臣まで昇進することのできる限られた家（清華家）であり、花山院常雅も右大臣を務め、従一位の位まで上り詰めた人物として記録が残されています（『宮廷公家系図集覧』、2004、p322-325）。

常雅は元禄 13 年（1700）に生まれ、明和 8 年（1771）、72 歳で没しますが、明和 7 年（1770）、71 歳の時に富士山の文字を書いたという、額の裏面にかかれている情報と一致しています。また、江戸時代の花山院家の家道は書道と笙であり、当時、山号の文字を書いてもらうにはこのうえのない人物であったことが想像できます。

誰が依頼したのか

では、宮廷の右大臣まで努めた常雅に依頼をおこなったのは、どのような人物であったのでしょうか。それが次に記されている墨書によって明らかにされています（**写真 3**）。それによると、この額を製作させたのは、東坊城家 16 代で大納言（左大臣、右大臣、内大臣の次に位置する官位）の位に就いた綱忠（1706～1781）の猶子（兄弟、親戚または他人の子を養って自分の子としたもの）であり、東泉院の第 13 世とされる諄盛法印（没年寛政 8 年・1796）という人物になります[i]。

東坊城家は花山院家ほどの格式はありませんが、天皇の日常生活の場である清涼殿へ立ち入ることが許された堂上家の一つであり、江戸時代の公家の中でも限られた家系でした。そして、今後の詳細な調査が必要ですが、六所家旧蔵の資料の中に、東泉院と東坊城家との関係を示す文書（宝暦 3 年(1725)3 月 25 日の東坊城中納言長誠（綱忠の前名）より東泉院御房に宛てた書簡）

---

i　この額に記されている諄盛について、東泉院歴代の当主の墓石には、淳盛と刻まれている。また、六所邸内の神棚に残された霊簿によれば、同様に淳盛とされ、さらに 14 代とされている。この混乱の背景について明らかにするために、各当主の出自や任期についてのさらなる調査結果に期待したい。

や、東泉院から東坊城家へ諄盛の猶子についての依頼の文書が残されている（寛延 3 年（1750）3 月『東坊城前宰相殿江御猶子御願扣并返所之写』）ことから、世襲制ではなかったとされる東泉院の当主を務めるにはそれなりの家格を持った人物でなければならなかったということが推測されます。

額の細工人

さて、上記のような形で、山号を書いてもらったとしても、それを細工しなければ額として使用することはできません。その細工人として、身延山の池上丹蔵という人物の名が記されています（**写真 4**）。ここに記載されている身延の地には、日蓮宗の総本山である身延山久遠寺の仏閣や山梨県内の神社や寺院の建造に携わった大工集団が居住し、その中の主流派として池上姓を持つ人々の名が多くの建物の棟札に残されています（『山梨県棟札調査報告書　河内 I』、1997）。これらの棟札の中に、額の裏面に記されている池上衛門尉宗長や丹蔵の名前は残されていませんが、彼らが身延山の大工集団と何らかの関係をもつ細工人であった可能性も考えられ、現在でも大工を行っているという身延町の池上氏からの聞き取りや墓石、過去帳の調査を行い、明らかにすることができればと考えています。

おわりに

このように、六所家に残されていた「富士山」という山号額からは、当時の東泉院が、京都の公家社会や、甲州の身延と密接なつながりを保持していたことが読み取れます。この額が製作された明和 7 年（1770）前後の時期といえば、宝永 4 年（1707）年の大地震と富士山の噴火によって壊滅的な被害を被った富士山表口の村山口登山道が衰退していった時期でした[ii]。また、享保 18 年（1733）に、富士山吉田口の 7 合 5 勺の烏帽子岩で入滅した富士行者の食行身禄の弟子たちによって広められた富士講が、江戸でその勢力を拡大させ、吉田口からの登山客が増加していく時期でもありました[iii]。

そのような状況の中で、村山口登山道の入り口近くに位置し、修験道の寺院であった東泉院が、さまざまなつながりを用いて山号額を新調したということは、困難な状況の中で自らの権威を示すことを目的にしていた可能性も考えられます。

さらに、ここで取り上げた額だけではなく、六所家旧蔵資料のなかには、これまで知られていなかった東泉院に関する資料が数多く含まれています。新たな事実が発見されることを期待しながら、さらなる調査を進めていく予定です。

図 1　「富士山」山号額裏面に記されている文字

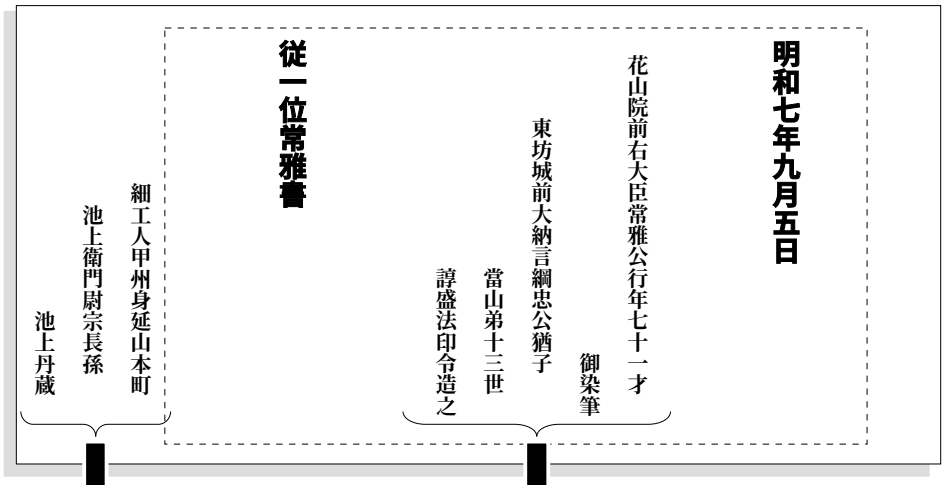

写真 4　細工人 池上丹蔵

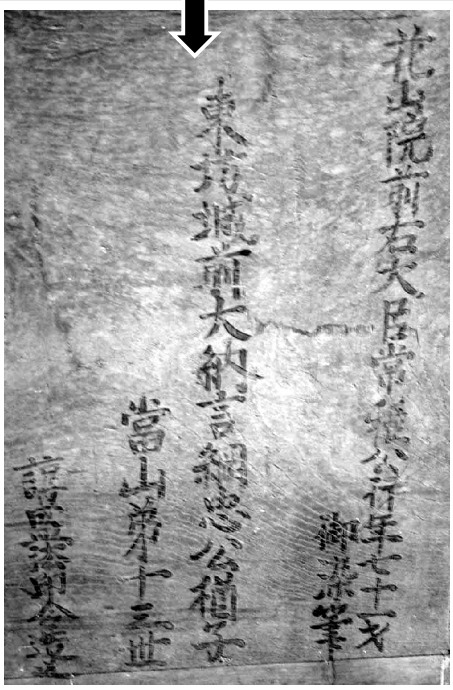

写真 3　「富士山」は、花山院常雅が染筆。依頼は諄盛法印。

ii 文政年間（1818―1829）に新庄道雄によって記された『駿河国新風土記』によれば、村山口登山道の中心地であった村山興法寺（現在の村山浅間神社）周辺の様子として、「二百年ほど前は、戸数六百戸あまりありて、六七十年以前までも七十戸ありしが、文政九年にいたりては、山伏社人のほかには民戸二煙となれり」と記されている（『駿河国新風土記』、1975、p915）。

iii 岩科小一郎がまとめた富士講の講祖の過去帳によると、多くの講が 18 世紀前期から中期にかけて発生したことがわかる（『富士講の歴史』、1984、p240-241）。